平成２４年（フ）第１３１号
松江市鹿島町佐陀本郷1191番地
債務者　田中　　恒
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３２号
松江市鹿島町佐陀本郷1191番地
債務者　田中　文子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９５号
愛媛県松山市畑寺１丁目13番30号
債務者　藤井　順子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７９号
愛媛県宇和島市弁天町１丁目１番13号
債務者　城下　尚子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第８１号
愛媛県西予市野村町蔵良980番地
債務者　篠藤　謙司
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１１９号
福岡県飯塚市立岩1164番地４　ステーションコーポ立岩109号
債務者　檜垣　　実
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第８４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3342番地83
債務者　秦　　良数
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第９１号
福岡県直方市大字下境1138番地５、前住所福岡市博多区博多駅南２丁目３番32―606号
債務者　安田麻由子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２４３号
福岡県久留米市大手町４番地２　セキレイマンション大手町505号
債務者　吉浦　拓治
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２４４号
福岡県久留米市大石町344番地３
債務者　溝口　義規
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８８号
佐賀県唐津市鏡2359番地１　メゾン魁Ｂ―201号
債務者　盛田久美代
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２７７号
宮崎市清武町正手２丁目12番地　長友コーポ202号
債務者　佐藤　一茂
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４０号
宮崎県日南市飫肥８丁目４番18号
債務者　蛯原　邦子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第３９５号
鹿児島県いちき串木野市桜町32番地　セジュール桜町102
債務者　児玉　義城
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３９６号
鹿児島県いちき串木野市芹ケ野15231番地
債務者　田代美奈子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４９号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁町４番地11　ユウコーポ201号
債務者　小田　幹夫
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第２２０号
富山県中新川郡上市町郷柿沢706番地
債務者　松井　　登
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
富山地方裁判所民事部